

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【公開番号】特開2005-133095(P2005-133095A)

【公開日】平成17年5月26日(2005.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2005-020

【出願番号】特願2004-308246(P2004-308246)

【国際特許分類】

C 10 L	1/192	(2006.01)
C 10 L	1/02	(2006.01)
C 10 L	1/234	(2006.01)
C 10 L	1/224	(2006.01)
C 10 L	1/22	(2006.01)

【F I】

C 10 L	1/18	Z B P A
C 10 L	1/02	
C 10 L	1/22	A
C 10 L	1/22	C
C 10 L	1/22	Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月19日(2007.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

有用なエチレンコポリマーA)は8~21モル%の1種類以上のビニルおよび/または(メタ)アクリル酸エステルおよび79~92モル%のエチレンを含有するものである。特に有利なのは10~18モル%、特に12~16モル%の少なくとも1種類のビニルエステルを有するエチレンコポリマーである。適するビニルエステルは炭素原子数1~30、好ましくは1~18、特に好ましくは1~12の直鎖状のまたは分岐したアルキル基を持つ脂肪酸から誘導される。例には酢酸ビニル、プロピオン酸ビニル、酪酸ビニル、ビニルヘキサノエート、ビニルヘプタノエート、ビニルオクタノエート、ビニルラウレートおよびビニルステアレートおよびまた分岐した脂肪酸をベースとするビニルアルコールのエステル、例えばビニルイソブチラート、ビニルピバレート、ビニル2-エチルヘキサノエート、ビニルイソノナート、ビニルネオノナノエート、ビニルネオデカノエートおよびビニルネオデカノエートがある。特に有利なのは酢酸ビニルである。コモノマーとして同様に適するのは、アルキル基中に1~20の炭素原子を持つアクリル酸およびメタクリル酸のエステル、例えばメチル(メタ)アクリレート、エチル(メタ)アクリレート、プロピル(メタ)アクリレート、n-およびイソブチル(メタ)アクリレート、およびヘキシリ-、オクチル-、2-エチルヘキシリ-、デシリ-、ドデシリ-、テトラデシリ-、ヘキサデシリ-およびオクタデシリ(メタ)アクリレート、およびこれらのコモノマーの2種、3種、4種またはそれ以上の種類の混合物もある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

適するアミン類は1つまたは2つのC₈ ~ C₁₆-アルキル基を持つ第一および第二アミン類である。これらは2つまたは3つの炭素原子を持つアルキレン基を介して結合された1つ、2つまたは3つのアミノ基を有している。モノアミン類が有利である。特に有利な第一アミン類はオクチルアミン、2-エチルヘキシルアミン、デシルアミン、ウンデシルアミン、ドデシルアミン、n-トリデシルアミン、イソトリデシルアミン、テトラデシルアミン、ペントデシルアミン、ヘキサデシルアミンおよびそれらの混合物である。有利な第二アミンにはジオクチルアミン、ジノニルアミン、ジデシルアミン、ジドデシルアミン、ジテトラデシルアミン、ジヘキサデシルアミン、およびまた、異なるアルキル鎖長を有するアミン類、例えばN-オクチル-N-デシルアミン、N-デシル-N-ドデシルアミン、N-デシル-N-テトラデシルアミン、N-デシル-N-ヘキサデシルアミン、N-ドデシル-N-テトラデシルアミン、N-ドデシル-N-ヘキサデシルアミン、N-テトラデシル-N-ヘキサデシルアミンがある。本発明によればC₈ ~ C₁₆-アルキル基の他に炭素原子数1~5の短い側鎖、例えばメチルまたはエチル基を有する第二アミンも適している。第二アミンの場合には、ファクターQの計算のためのアルキル鎖長nとして考慮されるのはC₈ ~ C₁₆のアルキル鎖長の平均値である。存在する場合には更に短いまたは更に長いアルキル基は計算で考慮されない。何故ならばこれらは添加物の性能に寄与しないからである。それ故により短いアルキル鎖およびより長いアルキル鎖の割合は使用されるアミンの総量を基準として好ましくは20モル%以下、特に10重量%以下である。第一モノアミンから誘導されるアミドおよびイミド類が特に有利である。